

# 「ふぐ加工品の規制の在り方について（答申）」〈概要〉

## 第1 ふぐ毒及びふぐの規制

### 〈食品衛生法〉

- 有毒な物質（ふぐ毒）が含まれる食品は販売等禁止  
ただし、有毒部位の除去等の処理により、人の健康を損なうおそれのない場合は除外
- 昭和58年厚生省通知  
「有毒部位の確実な除去等ができる」と都道府県知事等が認める者及び施設に限って行うこと。」

### 〈東京都ふぐの取扱い規制条例〉（昭和61年制定）

- 知事が資格を付与したふぐ調理師以外の者は、ふぐの取扱いに従事禁止  
ただし、ふぐ加工製品にあっては、ふぐ調理師以外の者であっても販売することが可能
- ふぐ取扱所：知事が専任のふぐ調理師の配置を確認しふぐの取扱いを認証、営業者は認証書を掲示

### 〈ふぐの流通形態〉

丸ふぐ



〈ふぐ加工品〉

身欠きふぐ※1



〈ふぐ加工製品※2〉

ふぐ刺身



ちり材料



- ※1 身欠きふぐ ⇒ 内臓を除去し、皮をはいだもの
- ※2 ふぐ加工製品 ⇒ 有毒部位の除去等の処理が終わったものであって、容器包装に入れられ、表示されているもの } ふぐ加工品

## 第2 検討の背景

### 〈昭和61年条例制定時〉

- ◆ 身欠きふぐ：資格者間の業務用食材として取り扱われており、有毒部位の除去が不十分なものも多数流通  
⇒ 丸ふぐと同様に規制
- ◆ ふぐ加工製品：消費者向けに有毒部位が除去されたふぐ加工製品の流通が拡大  
⇒ 条例に基づく表示（処理者名等）が付された製品は、ふぐ調理師以外の者でも消費者へ「販売」が可能

### 〈現在〉

- ◆ 生産地で有毒部位が除去された「身欠きふぐ」や「ふぐ加工製品」が様々な形態で流通
  - ・ インターネット販売等の普及により、一般消費者でも産地から直接身欠きふぐの購入が可能
  - ・ 一般消費者が自宅で調理可能なふぐ加工製品の種類が増加

## 第3 ふぐ加工品の規制に係る現状と課題

	現 状	課 題
身欠きふぐ	有毒部位が確実に除去された「身欠きふぐ」についても、丸ふぐと同様に規制している。 (ふぐ調理師の取扱い)	○ 有毒部位が確実に除去された身欠きふぐの規制を継続することの妥当性
ふぐ加工製品	一般の販売店で販売が認められており（製品により届出必要）、一般消費者が購入できるにも関わらず、一般飲食店での提供を認めていない。	○ 一般飲食店での提供等、ふぐ加工製品に係る規制を継続することの妥当性

## 第4 ふぐ加工品の規制の在り方

ふぐ調理師以外の者が取り扱える方向で規制の在り方を検討

### 〈身欠きふぐ〉

◆ 安全な「身欠きふぐ」の販売及び一般飲食店での提供

#### 【取り扱える身欠きふぐの範囲】

- 有資格者により有毒部位が確実に除去されたものであって、容器包装に入れられ、表示がされているものに限る。

表示事項：「有毒部位が確実に除去されたものである旨」

「原料としたふぐの種類」、「処理をした営業者等の住所及び氏名」、  
「処理をした年月日」、「なしふぐを原料としたものは漁獲された海域」

#### 【取り扱う場合に導入すべき規定】

- 1 営業者は施設ごとに届出を行う。  
⇒ 保健所等が取扱い施設を把握する。
- 2 保健所等は届出時に営業者に対し、取り扱えるものの範囲等を教示する。  
⇒ ふぐ調理師以外の者に丸ふぐ等を扱わせない。
- 3 営業者は交付された届出済票の掲示を行う。  
⇒ 有毒部位が確実に除去されたもののみを仕入れて取り扱う施設であることが客観的にわかるようにする。
- 4 営業者は仕入、販売等に関する記録等の保管を行う。  
⇒ 保健所等が遡り調査を行えるようにする。
- 5 営業者は従事者への教育を行うとともに、責任者を明確にし、適切な取扱いを徹底する。  
⇒ 営業者の責任の下、規定を確実に実行させる。  
※ 精巢（白子）については、身欠きふぐと同様に取り扱う。

### 〈ふぐ加工製品〉

◆ 「ふぐ加工製品」の一般飲食店での提供

#### 【取り扱えるふぐ加工製品の範囲】

- 一般の販売店で既に販売が認められている、容器包装に入れられ表示のあるもの

#### 【取り扱う場合に導入すべき規定】

- ふぐ調理師以外の者が身欠きふぐを取り扱う場合に導入すべき規定と同様（理由）提供される料理からは原材料の形態が判別できないため、同様とすべき。

◆ 「ふぐ加工製品」の販売

- 届出不要の「ふぐ塩蔵品」、「ふぐ乾製品」等（1号製品）と届出の対象としている「ふぐ刺身」、「ふぐちり材料」等（2号製品）の区分を廃止し、届出を不要とする。  
(理由) ふぐ加工製品による事故がなく、表示も適正に行われている現在、安全を確保する基本的な表示規制は継続されることから、届出制度の廃止に特段の問題はない。

### 〈制度の運用〉

- ① 罰則等の規定を整備するなどし、制度の確実な運用を図るべき。
- ② 都内外の関係者に対する制度周知の徹底に十分配慮する必要がある。
- ③ 都はあらゆる機会をとらえ、ふぐに関する知識の普及啓発に努めるべき。